

北ア 第52号  
平成28年3月28日

文部科学省初等中等教育局  
局長 小松 親次郎 様

公益社団法人 北海道アイヌ協会  
理事長 加藤



初等中等教育における教育課程の基準である学習指導要領における  
アイヌ民族の歴史等の記述の在り方について（ご要請）

日頃から、当北海道アイヌ協会の活動に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜りお礼を申し上げますとともに、我が国における教育政策の充実に取り組まれてありますことに心から敬意を表します。

さて、平成26年11月、文部科学大臣が中央教育審議会に対し、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方についてを諮問し、平成32年度の完全実施に向け、学習指導要領の改訂を平成28年度に実施すべく、現在、中央教育審議会等において審議、検討が行われていると承知しております。

その中では、グローバル時代において英語や社会、歴史教育を強化し、日本人の主体性、アイデンティティに関わる教育の充実といった趣旨がうたわれており、これは日本国民としての、加えてアイヌとしてのアイデンティティにも関わってくるものです。

この点に関しては、アイヌ民族が辿ってきた歴史や文化等に関する初等中等教育における指導基準の在り方が密接に関わってくるのではないかと考えております。それぞれの民族の歴史や文化等は、その歴史を担ってきた先人達の時代状況に刻印した克明な生き様とも言うべきものであり、その系譜に属する人々にとっては正に存在根拠といつても過言ではありません。

このように考えるとき、アイヌ民族の教科書記述に関し、先住民族アイヌに対する国民理解の促進と同時に、日本国民であるアイヌ自身が自己肯定感や自信などを身につけ自ら主体的に生きる力など、自己形成を図っていくためには、何よりも学校教育において、そうした民族固有の系統的な歴史的事実を反映した記述内容に基づき教育を受けることが何より重要であると認識しております。

しかし、現状における学習指導要領に基づいた歴史教科書の記述内容は残念ながら十分なものとは言えないものです。

我々、アイヌ民族は、平成21年6月に衆参両院の国会決議を経て、官房長官談話により日本の先住民族として認められましたが、一方で生活基盤そのものであった大地や資源を北海道開拓政策に伴う新たな土地制度等のもとで官有地に編入され生活基盤を失い貧窮を余儀なくされるなど、我が国の近現代の歴史に翻弄されながらも今日まで確実に歩んできました。

昨年4月、平成28年度から使用する中学校の歴史教科書の「旧土人保護法」に関する記述の一部が検定により修正されたことが地元で新聞報道されました。これは、明治以降の北海道の歴史において、一つの歴史的事実を取り上げて修正したために、アイヌ民族が置かれてきた歴史的経過を正しく理解するには不十分な内容になっているというものであり、「旧土人保護法」を説明するためには、明治維新以降に政府主導で強化された北海道開拓とアイヌの同化政策についての言及がなければ、不十分であると同時に公正公平な記述とはなりえないものです。

このようなことから、今後、先住民族アイヌについての歴史的経緯や歴史的事実を踏まえた記述が盛り込まれた教科書が出版されるためには、初等中等教育の教育課程の指導基準である学習指導要領に上記の系統的な歴史記述の在り方が明記されることが不可欠であると考えますので、新年度に予定されております学習指導要領の改訂の中に、その趣旨が反映されますよう、貴重のご英断を切にお願い申し上げますとともに、次のような教育が広く全国各地域において行われるよう尽力いただきたいと心からご要請いたします。

記

「これは、教育内容につきましては、アイヌのことについて理解を深める、というにとです。それは歴史、文化、生活というようなことに加えて、そのようなアイヌに関することが日本のこの国土においてあるということを、これまで知らない人々がむしろ共感をもって受け止めて、そして共に誇りとしているような、そのような教育でなければならないと思います。」（平成21年5月「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」議事内容〔国民の理解の促進について（教育）〕の委員発言から）